

## 夕張市財政再生計画の変更 (令和元年12月)の概要

- 本年9月17日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、令和元年度予算について、その後が発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入・歳出額等を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保等により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針については変更はない。

### I 歳入・歳出額の変更における主な内容

#### 1 主な変更事項

##### (1) 財政調整基金積立 (+68百万円)

平成30年度決算剰余金に係る繰越金(85百万円)について、今回の計画変更に必要な一般財源所要額を除いた上で、財政調整基金への積立を行うもの。

(財源) 一般財源 68百万円

##### (2) 石炭博物館模擬坑道の排水経費 (+19百万円)

本年4月に発生した火災による消火活動により、現在水没状態にある模擬坑道について、排水作業を行うための経費を計上するもの。

(財源) 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 19百万円

#### 2 性質別歳入・歳出の増減

##### 【一般会計】

##### (1) 歳入

国・道支出金の増(+19百万円)、繰入金の増(+32百万円)、その他の増(+87百万円)により138百万円の増

##### (2) 歳出

人件費の増(+8百万円)、物件費の増(+38百万円)、扶助費の増(+22百万円)、繰出金の増(+2百万円)、その他の増(+68百万円)により138百万円の増

## II 財政再生計画本文の変更

平成29年3月の財政再生計画大幅見直しの際に開催された特別職報酬等審議会における特別職の給与改善答申については、市長判断により改善を見送っていたが、今般、答申に基づき、財政再生計画本文を次のとおり変更する。

### 〈第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額〉

#### 1 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

(変更前)	(変更後)
<p>(1) 人件費</p> <p>ウ 特別職給与及び報酬等の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長、副市長及び教育長の給料については、一般職員給与と同様、全国都市最低水準を基本として50～30%の削減を行う。期末手当は削減後の給料を算定基礎として、支給月数を一般職員の期末勤勉手当と同じくし、役職加算は凍結する。また、退職手当は削減後の給料月額を算定基礎として、市長5.313月、副市長3.355月、教育長2.937月の支給とする。<u>ただし、当分の間は、給料を条例本則の額から平均で60%以上削減し、期末手当は削減後の給料を算定基礎として支給月数を年間2.45月とし、役職加算を凍結し、退職手当を支給しない。</u></li> </ul>	<p>(1) 人件費</p> <p>ウ 特別職給与及び報酬等の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長、副市長及び教育長の給料については、一般職員給与と同様、全国都市最低水準を基本として50～30%の削減を行う。期末手当は削減後の給料を算定基礎として、支給月数を一般職員の期末勤勉手当と同じくし、役職加算は凍結する。また、退職手当は削減後の給料月額を算定基礎として、市長5.313月、副市長3.355月、教育長2.937月の支給とする。</li> </ul>

(参考) 夕張市の特別職の給与の状況について

	条例本則	新 (計画変更後)	旧 (現行)
市長	862,000円	431,000円 (50%)	259,000円 (70%)
副市長	699,000円	420,000円 (40%)	249,000円 (65%)
教育長	589,000円	413,000円 (30%)	239,000円 (60%)

**(参考) 歳入・歳出の全体像**

**【一般会計】**

(令和元年度予算)

(単位：百万円)

区 分	変更前	変更後	増減額	主な内容	
歳 入	地 方 税	886	886	—	
	地方譲与税	48	48	—	
	地方交付税	4,706	4,706	—	
	国・道支出金	1,924	1,944	19	児童福祉費負担金(国) +14 児童福祉費負担金(道) +3
	繰 入 金	994	1,026	32	幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 +32
	地 方 債	1,161	1,161	—	
	そ の 他	1,408	1,495	87	繰越金 +85
	合 計	11,126	11,264	138	
歳 出	人 件 費	1,169	1,177	8	令和元年人事院勧告に基づく給与改定 +4 特別職(教育長)の給与及び手当支給改善 +4
	物 件 費	1,043	1,082	38	拠点複合施設における臨時職員雇用及び維持管理 +5 ふるさと納税に係る特産品送付委託料 +7 石炭博物館模擬坑道排水 +19
	維持補修費	495	495	—	
	扶 助 費	1,436	1,458	22	保育所入所児童扶助 +21
	建設事業費	1,966	1,966	—	
	公 債 費	3,411	3,411	—	
	うち再生振替特例債	2,558	2,558	—	
	繰 出 金	862	864	2	下水道事業会計繰出 +1
	そ の 他	744	812	68	財政調整基金積立金 +68
	合 計	11,126	11,264	138	

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

## 健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロア指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
  - ・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

## 財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
  - ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
  - ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

## 財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
  - ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
- ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

## 公営企業の経営の健全化

(健全財政)

### 早期健全化基準

実質赤字比率	道府県：3.75% 市町村：11.25%～15%
連結実質赤字比率	道府県：8.75% 市町村：16.25%～20%
実質公債費比率	25%

将来負担比率	都道府県・政令市：400% 市町村：350%
--------	---------------------------

資金不足比率  
(公営企業ごと)

20%

### 経営健全化基準

### 財政再生基準

道府県：5%	市町村：20%
道府県：15%	市町村：30%
35%	

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用

(財政悪化)

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

3年間(平成21年度から平成23年度)の経過的な基準(都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%)を設けている。東京都の基準についても、経過措置が設けられている。